

加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

手続ガイドブック



目 次

1 はじめに	P 1
2 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	P 2
3 届出ができる方	P 3
4 届出手続の流れ	P 5
5 届出に必要な書類	P 7
6 その他の手続	P 9
7 自治体間連携	P 11
8 よくある質問	P 13

1 はじめに

加古川市では、性の多様性の尊重に関して、これまでの取組を更に進め、LGBTQ+の人々を取り巻く社会的制約や不利益の解消につなげ、誰もが自分らしく生きることができるよう、市の施策の全体像とその方向性を示すため、令和5年3月に「加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針」を策定しました。

この取組方針に基づき、全ての市民が性の多様性を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざした取組を進めていきます。

その取組の一つとして、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげるため、「加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を令和5年7月から導入します。

この制度は、法律上の婚姻のように、届出により法的な権利や義務が生じるものではありませんが、法的に認められた関係であることを要件としている様々なサービスについて、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある方も適用対象とできるよう、制度の趣旨への理解と協力について事業者等へ働きかけを行っていきます。

2 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

この制度は、「パートナーシップ」の関係にあるお二人からの届出やお二人のほかに近親者も含めた「ファミリーシップ」の関係にある方からの届出を、市が受理したことを証明し、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」（以下「受理証明書」という。）を交付するものです。

「パートナーシップ」とは

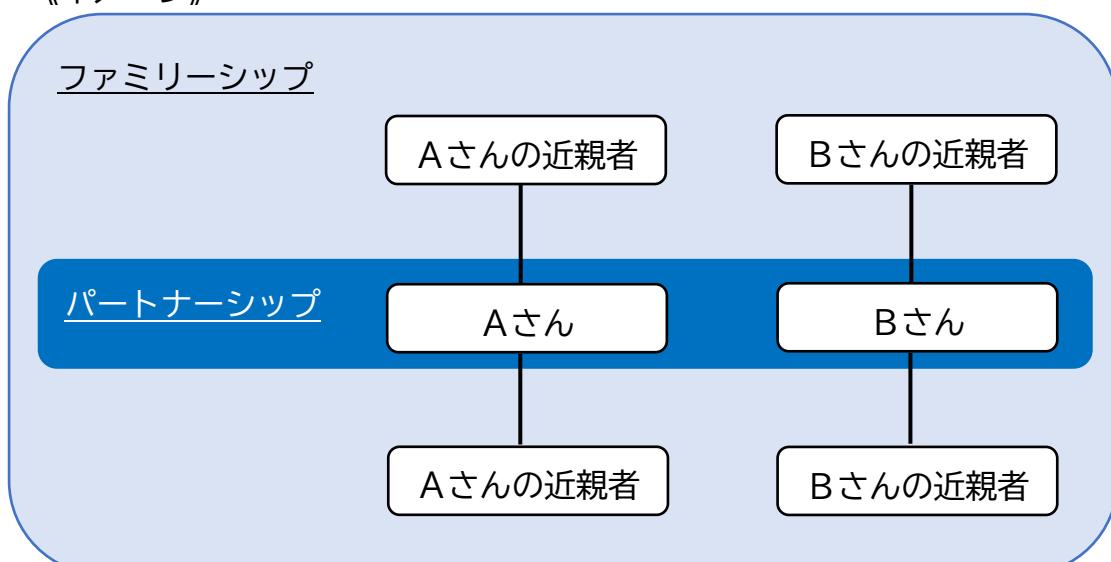
一方又は双方がLGBTQ+であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係

「ファミリーシップ」とは

上記パートナーシップの関係にあるお二人のほか、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

※この制度では、近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいいます。

《イメージ》



3 届出ができる方

パートナーシップ又はファミリーシップの届出ができる方は、以下のそれぞれの要件を満たしている方です。

パートナーシップの届出要件

次の要件を全て満たす、パートナーシップの関係にあるお二人

(1) 双方が民法に定める成年に達していること

- 民法の改正により、令和4年4月1日以降は成年年齢が20歳から18歳に引き下げられています。

(2) 一方又は双方が市内に住所を有する（転入予定を含む）こと

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）がないこと

(4) 双方が届出をしようとしている相手方以外の方とパートナーシップ又はこれに類する関係を形成していないこと

- 同様の制度を導入している他の自治体で、相手方以外の方とパートナーシップの届出（宣誓・登録）を行っている場合は、届出要件に該当しません。

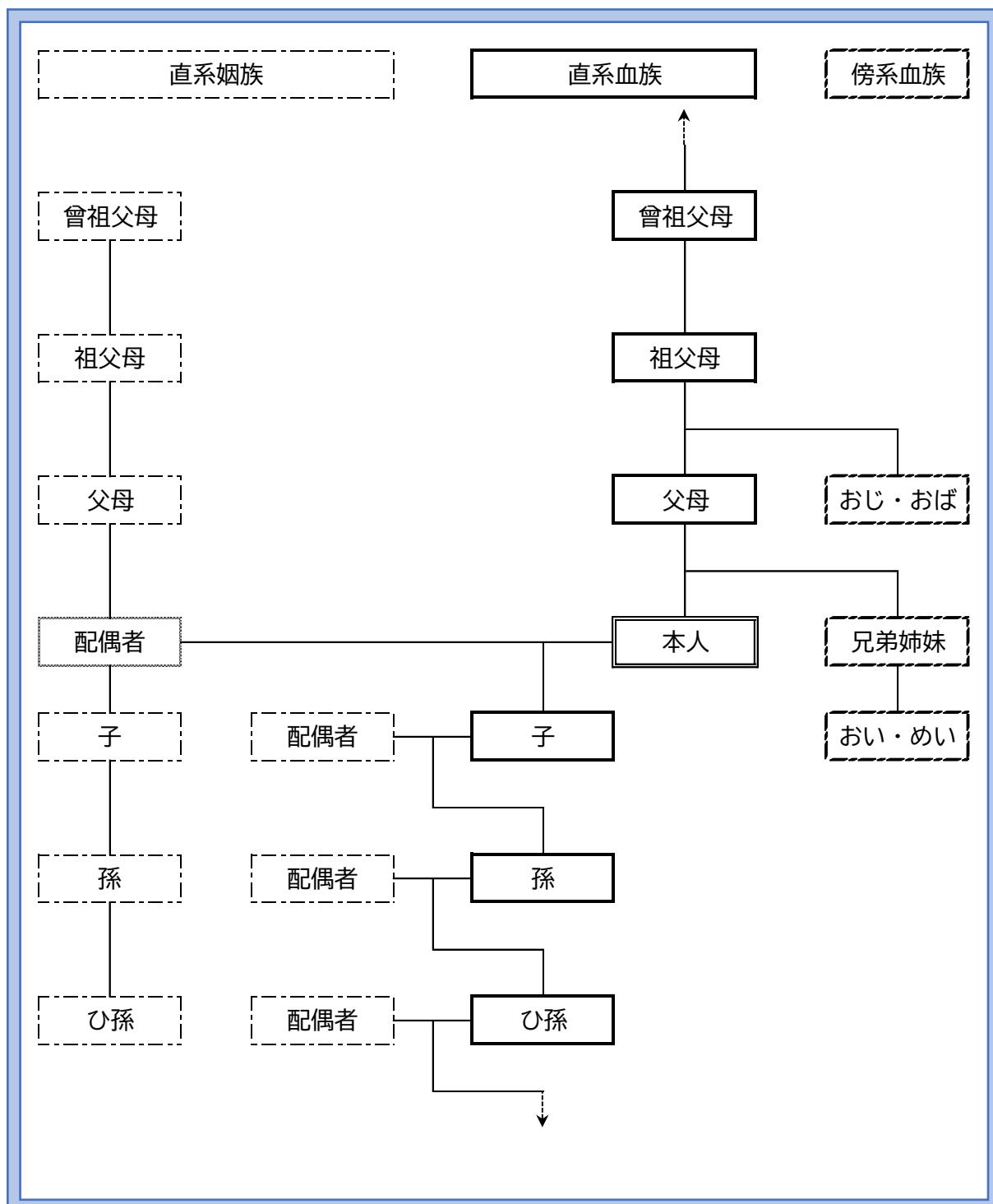
(5) 双方が近親者（養子縁組により近親者となった方を除く）でないこと

- 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある場合は、届出要件に該当しません。

ファミリーシップの届出要件

上記パートナーシップの届出要件を満たすお二人と、その一方又は双方の近親者で、ファミリーシップの関係にある方

《この制度での近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族）の範囲》



4 届出手続の流れ

届出は、事前に予約が必要です。

予約日時に、届出をしようとする方全員（ファミリーシップの届出の場合は近親者も含む）の立会いのもと、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書兼確認書」（以下「届出書」という。）に必要書類を添えて提出してください。

提出書類等に不備等がなければ、受理証明書を原則即日交付します。
(所要時間は1時間程度)

【届出受付可能日時】

月曜日～金曜日 9時～17時30分

（祝日・年末年始、施設保守点検日を除く）

【届出場所】

市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係

（加古川市男女共同参画センター）

※ご希望に応じて個室対応可

住所：加古川市加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階

① 届出日時の予約

- 届出希望日の原則1週間前までに、電話又はかこがわオンライン申請システムによりご連絡ください。
(他の予約状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、第3希望までお知らせください。)
- 届出日時を決定し、代表者へ予約日時をご連絡します。
※ 上記届出受付可能日時以外での届出を希望される場合や、届出をしようとする方全員でそろってお越しいただくことが難しい場合は、直接電話でお問い合わせください。

《予約連絡先》

市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係

（加古川市男女共同参画センター）

【電話番号】079-424-7172

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時30分

（祝日・年末年始、施設保守点検日を除く）

【かこがわオンライン申請システム】

右記のQRコードを読み込み、
入力し申請してください。



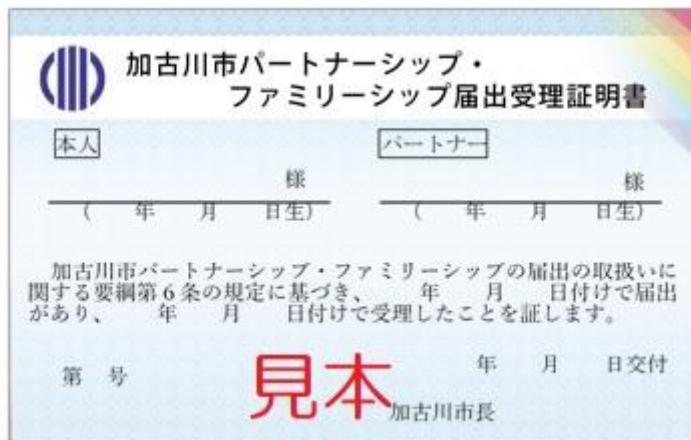
② 届出

- 予約日時に、届出をしようとする方全員でそろって届出場所へお越しいただき、届出書に必要書類（P 7・8 参照）を添えて提出してください。
(届出書の氏名欄は必ずご本人が自署してください。)
- 提出書類等に不備等がある場合は、届出日時を延期させていただくことがあります。

③ 受理証明書の交付

- 提出書類等を確認し不備等がなければ、受理証明書と届出書（写し）を原則即日交付します。
(届出～受理証明書の交付に1時間程度かかります。)
- 受理証明書は、パートナーシップの関係にあるお二人に、それぞれ1枚ずつ交付します。

《受理証明書》
表面



裏面



5 届出に必要な書類

届出は、届出書に以下のそれぞれの必要書類を添えて提出してください。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書兼確認書（様式第1号）

- 市ホームページからダウンロードできるほか、届出場所にあります。
- A3サイズで、背景色ありと背景色なしの2種類あります。
※市ホームページからA4サイズ2枚をダウンロードし印刷された場合は、テープ等でつなぎあわせてA3サイズにしてください。
- ご本人に係る項目はご本人が記載してください。特に、氏名欄は、必ずご本人が自署してください。
※ご本人が自署できない場合は、ご本人の立会いのもと、届出をしようとする方のうち他の人や市職員が代筆することができます。
(代筆した方の氏名を代書者氏名欄に記載してください。)

届出をしようとする方全員についての必要書類

(2) 本人確認書類

- 有効期間があるものは有効期間内のものを提示してください。

《1点の提示で足りるもの》

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証等であって顔写真が貼付けされたもの

《2点以上の提示を必要とするもの》

- ・住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・健康保険の資格確認書
- ・各種年金証書（手帳）
- ・介護保険受給者証
- ・各種医療証
- ・その他の官公署が発行した資格証明書等

- 届出をしようとする方全員でそろってお越しいただくことができない場合は、来られない方の本人確認書類の写しを提出してください。
※来られない方が満15歳以上の場合は、委任状の提出も必要です。

パートナーシップの関係にあるお二人についての必要書類

(3) 住民票の写し

- 届出日より3か月以内に発行されたものを提出してください。
※お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみの提出でかまいません。
- 個人番号（マイナンバー）、住民票コード等の記載は不要です。

【市内への転入予定の方】

お二人とも届出時には市外在住で、少なくとも一方が市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類を提出してください。

（例）転出証明書、不動産売買契約書、賃貸借契約書の写し等
※転入後は、届出事項の変更手続（P 9 参照）が必要です。

(4) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は独身証明書のいずれか

- 届出日より3か月以内に発行されたものを提出してください。

【外国籍の方】

届出日より3か月以内に発行された外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書その他これに準ずる書類及びその日本語の翻訳文（翻訳した方の氏名が記入されたもの）を提出してください。

ファミリーシップの関係にある近親者についての必要書類

(5) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又はその他の近親者である事実を確認することができる書類のいずれか

- 届出日より3か月以内に発行されたものを提出してください。

届出に通称の使用を希望する方についての必要書類

(6) 日常的に通称を使用していることを確認することができる書類

（例）顔写真が貼付けされた社員証・学生証、郵便物（住所が記載されたものに限る）等の写し

6 その他の手続

届出手続後、「受理証明書の再交付」、「届出事項の変更」、「受理証明書の返還」又は「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書の交付」については、別途手続が必要です。

受理証明書の再交付

- 受理証明書を紛失、毀損又は汚損したときは、本人確認書類を提示のうえ、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書再交付申請書（様式第3号）」を提出し、受理証明書の再交付を申請することができます。
- 事前に**予約**が必要ですので、手続希望日の原則1週間前までに電話またはかこがわオンライン申請システムより予約してください。



届出事項の変更

- 届出書の記載事項に次のいずれかの変更があったときは、変更を要する方の立会いのもと、本人確認書類を提示のうえ、その変更に係る事実を確認することができる書類（詳細は予約時にお問い合わせください。）を添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第4号）」を提出してください。
 - ① 届出人のうちいずれかの方の氏名に変更があったとき
 - ② 届出人のうちいずれかの方の通称に変更があったとき
 - ③ 届出人のうちいずれかの方の住所に変更があったとき
※転入予定で届出をされた方が転入された場合も含みます。
 - ④ 新たに近親者とファミリーシップを形成したとき
 - ⑤ 届出人のうちいずれかの近親者とのファミリーシップを解消したとき
※満15歳以上の近親者は変更届を提出し、ファミリーシップを解消することができます。
 - ⑥ 連絡先の変更など、その他の届出書の記載事項に変更があったとき
- 事前に**予約**が必要ですので、手続希望日の原則1週間前までに電話またはかこがわオンライン申請システムより予約してください。
- 受理証明書を提示しサービスを利用している場合は、各サービスの手続が別途必要となる場合があります。



受理証明書の返還

- 届出が次のいずれかの事由により、失効又は無効となったときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届（様式第6号）」とともに、受理証明書を返還してください。
《失効事由》
 - ① パートナーシップを解消したとき
 - ② パートナーが死亡したとき
※受理証明書の返還は不要です。
 - ③ 転出により双方が市外在住となるなど、パートナーシップの届出要件に該当しなくなったとき
- 《無効事由》
 - ① 一方がパートナーシップを形成する意思がなかったとき
 - ② パートナーシップの届出要件を満たしていなかったとき
 - ③ 市内への転入予定として届出をした場合で、転入後速やかに変更届を提出しなかったとき
 - ④ 届出事項に虚偽があったとき
 - ⑤ 受理証明書を不正に使用したとき

※無効とした受理証明書の交付番号は、市ホームページにて掲載します。
- 郵送での手続も可能です。
- 受理証明書を提示しサービスを利用している場合は、各サービスの手続が別途必要となる場合があります。

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書の交付

- 受理証明書を交付された方又は届出が失効となり返還届を提出された方は、本人確認書類を提示のうえ、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書交付申請書（様式第8号）」を提出し、届出受理事実証明書の交付を申請することができます。
- 窓口での手続をご希望の場合は、事前に予約が必要ですので、手続希望日の原則1週間前までに電話またはかこがわオンライン申請システムより予約してください。
- 郵送での手続も可能ですが、本人確認書類の写しや返信用封筒（切手貼付け）が必要ですので、事前にお問い合わせください。



《予約連絡先・問合先》

市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係
(加古川市男女共同参画センター)

【電話番号】 079-424-7172

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時30分
(祝日・年末年始、施設保守点検日を除く)

7 自治体間連携

令和6年4月1日から大阪府・京都府・兵庫県のパートナーシップ制度導入自治体との連携を開始します。

連携により、パートナーシップ制度を利用されている方が連携自治体間で住所異動される場合に必要となる手續が簡素化されます。

※連携自治体は、今後増える可能性がありますのでお問い合わせください。

連携自治体から加古川市に転入される場合

連携自治体でパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方が、加古川市へ転入後もパートナーシップの関係を継続される場合は、継続申告により、届出手續（P 5～8 参照）及び転入前の連携自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証の返還手續が簡素化されます。

※加古川市から転入前の連携自治体に対する、申告があったことの通知に同意いただけない場合は、手續を簡素化できませんのでご了承ください。

《申告手續の流れ》

申告は、事前に予約が必要です。

予約日時に、申告をしようとする方全員（ファミリーシップの場合は近親者も含む）の立会いのもと、「パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書」（以下「申告書」という。）に必要書類を添えて提出してください。

提出書類等に不備等がなければ、受理証明書を原則即日交付します。
(所要時間は1時間程度)

※受付可能日時、場所、予約連絡先は届出受付可能日時、届出場所、予約連絡先（P 5 参照）と同じ。

（1）申告日時の予約

- 
- 申告希望日の原則1週間前までに、電話でご連絡ください。
(他の予約状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、第3希望までお知らせください。)
 - 申告日時を決定し、代表者へ予約日時をご連絡します。
※上記申告受付可能日時以外での申告を希望される場合や、申告をしようとする方全員でそろってお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。

(2) 申告

- 予約日時に、申告をしようとする方全員でそろって申告場所へお越しいただき、申告書に必要書類を添えて提出してください。
- 提出書類等に不備等がある場合は、申告日時を延期させていただくことがあります。

《必要書類》

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書
(様式第1号の2)
 - 市ホームページからダウンロードできるほか、届出場所にあります。
 - ご本人に係る項目はご本人が記載してください。
特に、氏名欄は、必ずご本人が自署してください。
- ② 申告をしようとする方全員の本人確認書類 (P 7参照)
- ③ パートナーシップ宣誓書受領証
 - 転入前の連携自治体で交付を受けたものを提出してください。
- ④ パートナーシップの関係にあるお二人の住民票の写し
(P 8参照)
- ⑤ ファミリーシップの関係にある近親者の戸籍個人事項証明書
(戸籍抄本) 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 又はその他の
近親者である事実を確認することができる書類 (P 8参照)

(3) 受理証明書の交付

- 提出書類等を確認し不備等がなければ、受理証明書と申告書(写し)を原則即日交付します。
(申告～受理証明書の交付に1時間程度かかります。)
- 受理証明書は、パートナーシップの関係にあるお二人に、それぞれ1枚ずつ交付します。
※希望される場合は、受理証明書の裏面の備考欄に当初の宣誓日を記載します。

加古川市から連携自治体へ転出される場合

加古川市から転出された連携自治体で、パートナーシップの関係を継続される場合は、加古川市への受理証明書の返還手続は必要ありません。

8 よくある質問

Q パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度と婚姻はどう違いますか？

婚姻は、民法の規定に基づき行われるもので、相続や扶養義務等の法的な権利や義務が発生します。一方、加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、要綱に基づき市が独自に実施するものであり、届出により法的な権利や義務が生じるものではありません。

Q パートナーシップの届出ができるのは、同性同士のみですか？

戸籍上の性別が異性同士でも、一方又は双方がLGBTQ+であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人であれば、届出ができます。

Q 事実婚の場合は、パートナーシップの届出ができますか？

この制度は、一方又は双方がLGBTQ+であるお二人を対象としているため、異性愛のみの事実婚のお二人は届出ができません。

Q 同居していないと届出ができませんか？

パートナーシップ又はファミリーシップの届出において、必ずしも同居している必要はありません。日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係であれば、届出ができます。ただし、少なくともパートナーシップの関係にある一方が、市内に在住又は市内への転入を予定していることが必要です。

Q 養子縁組をしていますが、パートナーシップの届出ができますか？

養子縁組によって近親者となったお二人は、パートナーシップの届出ができます。

また、ファミリーシップの届出ができる近親者には、養子縁組によって近親者となった方を含みます。

Q 郵送やかこがわオンライン申請システムで届出ができますか？

現在、郵送やかこがわオンライン申請システムでの届出は受け付けていません。

届出をしようとする方全員でそろって届出場所へお越しください。ただし、病気等のご事情により、全員でそろってお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。

なお、届出日時の予約は、かこがわオンライン申請システムでできます。

Q 休みの日や平日の執務時間外に届出ができますか？

届出は、月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始、施設保守点検日を除く）の9時から17時30分までの間で、市民活動推進課男女共同参画・多様性社会推進係（加古川市男女共同参画センター）にて、予約制により受け付けます。ただし、特段のご事情により、上記日時での届出が難しい場合は、ご相談ください。

Q 届出にあたりプライバシーは守られますか？

提出された書類や記載されている個人情報等については、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

また、届出やその他の手続は、ご希望により個室で対応します。

Q 届出後、受理証明書は即日交付されますか？

提出書類等を確認し不備等がなければ、原則即日交付します。ただし、提出書類等の確認や受理証明書の作成に1時間程度かかります。

Q 届出にあたり費用は発生しますか？

届出及び受理証明書の交付には費用はかかりません。ただし、住民票の写し等の届出に必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 届出や受理証明書に通称を使用できますか？

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。日常的に通称を使用していることを確認することができる書類の写しを、届出の際に提出してください。

通称を使用した場合は、受理証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

Q なりすましや偽装等の悪用はされませんか？

届出の際には、本人確認書類の提示や戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等の書類の提出を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

Q 届出をすると、戸籍や住民票の記載が変わりますか？

届出により、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 受理証明書はどのように利用できますか？

届出に法的な効力はありませんが、受理証明書を提示することにより、同居親族としての市営住宅の入居申込みなど、パートナーやファミリーシップの関係にある近親者も利用できる加古川市の行政サービスがあります。

（詳細は市ホームページをご覧ください。）

また、携帯電話の家族割や生命保険金の受取人の適用など、利用できる民間サービスもありますので、各事業者にお問い合わせください。

Q パートナーシップを解消した場合は、どうすればよいですか？

パートナーシップを解消した場合は、双方それぞれがパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届とともに受理証明書を返還してください。

Q ファミリーシップを解消した場合は、どうすればよいですか？

パートナーシップは解消せず、近親者とのファミリーシップのみを解消した場合は、当該近親者の立会いのもと、本人確認書類を提示のうえ、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届を提出してください。記載事項を変更した受理証明書を交付します。

なお、ファミリーシップの関係にある近親者が満15歳以上の場合は、自らパートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届を提出し、ファミリーシップを解消することができます。

Q 市外に転出する場合は、どうすればよいですか？

パートナーシップの関係にある双方が転出により市外在住となる場合は、パートナーシップの届出要件に該当しないため、双方それぞれがパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届とともに受理証明書を返還してください。

Q 受理証明書を持っていますが、最新の日付で証明する方法はありますか？

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書を交付します。本人確認書類を提示のうえ、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書交付申請書を提出してください。

Q 受理証明書を返還しましたが、届出事実を証明する方法はありますか？

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書を交付します。本人確認書類を提示のうえ、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書交付申請書を提出してください。

加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 手続ガイドブック

令和5（2023）年7月 発行（初版）

令和6（2024）年4月 発行（改訂）

令和7（2025）年12月 発行（改訂）

加古川市 市民協働部 市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係

《住所》〒675-0065 加古川市加古川町篠原町21-8 カビル21ビル5階

《電話番号》079-424-7172

《受付時間》月曜日～金曜日9時～17時30分（祝日・年末年始、施設保守点検日を除く）